

「歯科ビックデータ活用の未来に向けて」質疑応答一覧

質問	回答
<p>1 ・CSVとHL7形式の変換アプリは公開されるのか。</p>	<p>公開を予定している。</p>
<p>2 ・海外では身元不明遺体の特定は歯で行っているが、日本ではそのようなケースは少ないと聞いている。 海外では歯の情報の標準化・データベース化の動きは少ないのか。</p>	<p>海外は、軍隊、警察、コロナー制度（検死官制度）などが進んでいる国において、歯による身元の特定が、日本よりも活用されていると思われる。</p> <p>現在進行中の ISO 国際標準とも関係するが、海外における歯の情報の標準化は、身元不明遺体の特定のための「死後情報の標準化」が中心。インターポール形式がいいのか、米国方式がいいのか、日本の経験を活かした方式がいいのかについて検討が進んでいる。</p> <p>一方、日本は「生前情報（歯科診療情報）の標準化」が中心であることが特徴。日本は東日本大震災の経験から、診療情報がバックアップされていないと意味がないという経験を得ている。つまり、遺体の死後情報は十分にあるが、歯科診療情報（カルテ）が津波で流されていて歯科的個人識別が使えないケースが多かった。普段から診療情報を共通の形式でバックアップしておくことが重要という経験を踏まえ、日本歯科医師会や有識者にて、「生前情報（歯科診療情報）の標準化」が先に進んできたと考えている。</p>
<p>3 ・データ粒度について研究レベルと社会実装レベルでのバランスが難しい。現実社会でのデータにおいて、意識しなくても必要な粒度を入手できるように調整するにはどのようにすればよいか。</p>	<p>正確な回答は難しいが、現段階としての認識として回答する。例えば実装の段階で、粒度を段階的に絞った出力ができるような設計が必要ではないだろうか。例えば、診療報酬請求に必要な粒度のデータ以上のものを支払基金に送信することに意味はない上、支払基金は混乱する。二次利用の観点からは、情報の発生源や蓄積の段階で粒度を落とすよりも、入手した研究者等が適切にフィルタリングする必要があると思う。</p> <p>（後日演者追記）</p> <p>研究目的にデータを使用する際は、その目的や分析手法が多様であることが想定されるので、コード仕様としては、十分に小さい粒度としておくことが望ましいと考える。意識しなくても利用シーンに適した粒度のデータが入手できることは理想的であるが、実現は困難である。</p> <p>ただし、本データセットは、身元検索のための比較的荒い粒度である、5 分類・26 分類の情報を記載できるものであるため、利用者がデータセットのサブセット加工する際にも活用できる余地があるのではないかと考えられる。</p>

4	<ul style="list-style-type: none"> ・デンタルファインダーの機能に画像に関しての取込み及び解析機能がアップデートされると一層使いやすくなる上に、PHR としても機能する。これこそ日本の歯科情報活用技術として世界をリードするものではないか。こうしたシステムになるのはいつ頃か。 ・また、標準コードを普及させるために何か良い案はないか。 	<p>その通り。画像関係においても日本はかなり先行している。個人識別だけではなくいろいろなことに使えるかもしれない。別途検討したい。</p> <p>歯科の学会で、認定医や指導医の申請時に標準コードでファイルを提出する取組みがよいのではないか。歯周病学会でやっていただくと大きな効果があると思われる。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者歯科口腔健診の歯式を標準化コードで出力することで活用の可能性はあるか。 ・出力 1 件あたりのインセンティブとして補助金支給の可能性はあるか。 ・歯周疾患検診や妊婦健診は市町村に紙ベースで提出されているが、それを標準コード仕様にて出力し国保連合会にオンライン請求回線を活用して提出するような可能性はあるか。 	<p>内容はコード化されているので出力することは可能。受け入れ側がどういう形で受け入れるかについて今後調整が必要だと思う。近い将来そのようになると思われる。よい方向に進むことを期待する。</p> <p>補足として、健診のデータの有用性については既に示唆をいただいている。また各種健診において標準化データに変換できるようにする動きはあると聞いている。インセンティブについては現時点では何ともいえない。そのような声、ムーブメントをいただくことで、今後データを活用できるよう準備をしていきたい。各種データの収集率を上げるための工夫の施策の一つとしていきたい。</p> <p>利用用途として第一に身元確認がある。例えば、独居高齢者の死亡時や異状死の場合は必ず科学的な分析をするので警察では役に立つ。無縁仏や広域に移動した不明遺体などの検索ができる。</p> <p>第二に認知症等で自身の氏名がわからない方の口腔内を診ることでその方の氏名を特定することができるのではないかと、といった議論は地域の歯科医師会で行われているが、具体的な事例があるわけではない。</p> <p>また一般論として、地域の医療ネットワークの中に歯科が参画していくことで、かかりつけ歯科医院がわかり、それが役に立つことが考えられる。</p> <p>さらに PHR サービスとして、例えば口腔内のスナップショット等の情報を提供することは歯科医療に対する患者本人の意識を高めるサービスになるのではないかと。これらは非常時だけでなく日常でも活用できる。</p> <p>そのほか、歯科医が主導するような臨床疫学も役に立つのではないかとと思う。</p>